



藤沢市内の建築物に再エネ設備の導入促進を求める陳情

【陳情項目】

藤沢市の脱炭素化の実現のために必須である、建築物に関する再エネ設備(太陽光発電設備等)の導入の促進ために以下の事項の実現を市に働きかけてください。

1. 藤沢市内の建築物の建設時に、再エネ設備等に関して建築主に対する説明を事業者、建築士は務めること

【陳情理由】

藤沢市では、令和2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、脱炭素社会への移行に取り組むことを表明しました。また本年3月に、「藤沢市環境基本計画」を改定し、日本政府と同様に2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目標として改定し、さらに高みを目指すこととしています。

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」内にも、「再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消」の項目の行政の取組内容に「再生可能エネルギーやエネルギーの地産地消について、普及啓発を実施します。」「太陽光発電システムや燃料電池システム、蓄電池等への補助事業により、再生可能エネルギー等の導入を促進します。」「民間事業者への再生可能エネルギーシステムの導入促進に向けて設備導入段階における補助や融資等について検討するとともに、情報提供などについて支援します。」等の、記載があります。

再エネ設備の導入に関しては、本年5月に東京都では太陽光パネル設置の義務化(「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正)が発表されました。この条例の内容は、原則都内すべての新築建築物に対して行われますが、個人ではなく、住宅メーカーなどの事業者(約50社)への義務付けであることや、全ての住宅への搭載は求めず、合計設置量を満たせたら義務達成となるなど、家庭における太陽光パネルの設置を推進しやすいものとなっています。

藤沢市における主な再エネのポテンシャルは太陽光です。しかし、家庭における太陽光パネルの設置が大幅に遅れており、2030年度までの温室効果ガス削減目標(最低でも46%以上削減)を達成するためにも、建設時に、事業者から建築主へ説明をすることが必要と考えられます。

国内では義務化されている例も既にあり、再エネ設備の説明義務については京都市等で条例化されています。説明義務化に踏み切った理由として、建築士からの説明により、導入に至った事例が多いことがあげられています。

建設される施設は今後50年程度使用されることを踏まえ、再エネ設備の導入を採用する必要性があります。広く再エネ設備の設置を促進するためにも、説明をすることも必要だと考えます。

藤沢市議会において本陳情を採択いただき、藤沢市の計画の取組にも記載されている、再エネ設備の導入を促進していただきますようお願い申し上げます。

令和4年8月29日

〒251-0025

住所 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-3-6

NPO法人 気候危機対策ネットワーク

NPO法人内 #8年後も本当に住みやすい街大賞1位とるぞ藤沢プロジェクトチーム

チーム代表 藤法 淑子



藤沢市議会議長
佐賀 和樹 様